

取 扱 基 準

名 称	地域拠点商業活性化推進事業補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	「コンパクトなまちづくり」を商業分野から推進するため、各区の地域拠点商業活性化推進計画に記載された活性化事業を行う商店街・団体に対する補助金。
目 標	数値化■ 非数値化□
	補助制度活用事業者が、年間3件以上。
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内容	創業サポート事業（店舗）の補助期間を延長（店舗賃借料）
補助額 及びその算定方法 又は補助率	補助期間を1年間から3年間に延長 延長期間（2～3年目）の補助率1/3（上限額60万円） <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 新潟市が目指す多核連携のコンパクトなまちづくりを推進する計画の実行を支援することが、まとまりのある質の高い市街地の形成、「個性あるまちなか」の活性化及び本市商業の振興に特に資すると認められるため。
開始時期	令和 6年 4月 1日
評価の時期	令和 7年 9月30日
終 期	令和 8年 3月31日
	（終期が3年を超える場合の理由）
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 新潟市の補助金を受けて実施している旨を表示。
	〔媒体〕 事業成果品、事業報告書など。
担当部署	経済部 商業振興課 商業グループ 電 話 025-226-1633（直通） e-mail shogyo@city.niigata.lg.jp